

一、臨時職夫制度並に指定職夫制度の概要

八幡製鐵所に於ける所謂臨時職夫とは其の就業規則に示す如く會社の指定する職夫供給人を通じて作業の必要に應じ日々雇傭せらるる労働者である。従つて八幡製鐵所に於ける職工以外の労働者は、全部臨時職夫の名義の下に一括されて、現在十名八組の供給人に對し日々必要数の職夫出役命令を出して供給せしめてゐる。最近軍需インフレ景氣の影響に依り臨時職夫の増加が著しく、本年六月の使役数は創立以來の最高レコードを示したと謂はれるのであつて、最も多き日は一日の出役命令數が一萬三千九百人の多きに達したのであつて、右の如き多數の臨時職夫は不況時代にありても五六千人は下らなかつたのである。而してこの臨時職夫中本年六月末日現在で四千六百十七人（内女一四一人）の指定職夫が居る、之れが即ち今回の職工採用の對象となつたものである。

指定職夫制度は現場に於ける作業の必要上發生したのであるが、昭和六年八月指定内規制定前は現場主任等の意見で自由に指定とし本つたので、製鐵所當局に於ても實は其の取扱に相當備み、一時漸減方針を採つたこともあつたが、遂に昭和六年八月指定内規を設け体格検査や人物考査に依り嚴格に篩衡することとなつたのである。而して指定職夫は規則上では所謂臨時職夫であるが其の就業は継続するので雇傭の實質は常傭であつて、現在勤続十五年に達する者さへあり、右昭和六年指定内規制定前の指定職夫でさへ約千四百五百人ありと稱せられてゐる。

二、指定職夫の待遇状況

臨時職夫は指定職夫と雖も全部其の標準賃金は同一にして、最低日給五拾八錢（所謂子供一給仕）より最高壹圓四拾八錢に至り、労働の難易技能等を斟酌して決定するのであつて、大部分即ち約八